

質 問 回 答

2018年2月15日

「ベトナム国遮集管整備による都市洪水対策効果および下水道整備・洪水対策への民間資金活用可能性に関する情報収集・確認調査」

(公示日:2018年1月31日/公示番号:180004)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

番号	当該頁項目	質問	回答
1	2～3 ページ/第 2 調査の目的・内容に関する事項 / 6. 業務の内容 / インセプション・レポートの作成・説明・協議 4～5 ページ/第 2 調査の目的・内容に関する事項 / 7. 成果品等 / (1) 報告書	3 ページに「インセプション・レポートをパワーポイント(以下、「PPT」という。)として作成する」とあり、また、5 ページの表では「インセプション・レポートは和文、英文、越文(電子データ)」とあることから、PPT の電子データを提出するということか。同様に、インテリム・レポートも PPT として作成し、その電子データのみを提出するということか。他方、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートについては、PPT として作成することは求められていないという理解でよいか。	インセプション・レポートについては、ご理解の通りです。インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル及びファイナル・レポートはワードにて提出願います。
2	6 ページ/第 3 業務実施上の条件 / 2. 業務量の目途および業務従事者の構成 / (2) 業務従事者の技術分野	5) が抜けているが、公示前の業務実施契約予定案件の担当分野に挙がっていた「経済財務分析」が削除されたことによるものであり、業務指示書で提示されている技術分野は計 6 分野であるという理解でよいか。	ご理解の通りです。
3	6 ページ/第 3 業務実施上の条件 / 5. 現地再委託	「「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2012年4月)に基づき、仕様書および業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に機構の承認を得るものとし、」とあるが、2017年4月に改訂された同ガイドラインに基づき現地再委託契約の手続きを行ってよいか。また、委託業者との契約締結以前に貴機構の承認を得ることは不要という理解でよいか。	ご指摘の通り、「「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に基づき」に訂正いたします。また、ご理解の通り、委託業者との契約締結以前に JICA の承認を得ることは不要という点についても訂正致します。

以上